

令和6年度県産ヒノキの家づくり等支援事業実施要綱

第1 事業の目的

資材価格高騰等により県内の住宅着工戸数が減少する中、本県が全国に誇るヒノキの需要が低迷し、林業・木材産業への影響が大きくなっている。

このため、県産ヒノキの新たな需要の創出と流通の活性化を支援し、県内における県産材の需要喚起を図ることを目的に、住宅や非住宅等における県産材利用の促進を行う。

第2 事業の実施

事業の実施に当たっては、令和6年度県産ヒノキの家づくり等支援事業費補助金交付要綱（令和6年7月10日付け6林第379号）及び令和6年度県産ヒノキの家づくり等支援事業実施要領（令和6年7月10日付け6林第379号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところにより、適正に執行しなければならない。

1 事業主体

事業主体は愛媛県林材業振興会議（以下「林材会議」という。）とする。

2 補助金の交付

県は、林材会議が実施する同事業に対し、県産ヒノキの家づくり等支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

3 事業の内容

別表に掲げるとおり、非住宅建築の木造化や内装木質化を行う施主、住宅を木造で建築する施主、建築物以外にCLTを活用した構造物を製作する施主に対して、県産ヒノキ材の利用に要する経費を支援する。

第3 委任

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後においても、なおその効力を有する。

別表1
 県産ヒノキの家づくり等支援事業

区 分	事業主体	事業実施主体	事業の対象物件等				
非住宅木造化・ 木質化支援事業 (非住宅建築支援)	愛媛県林材業振興 会議 (以下、「林材 会議」という。)	非住宅建築物を建築する施主	<p>1 事業の対象とすることができる非住宅は、次の要件を全て満たす物件とする。</p> <p>(1) 県内において、自らが5年以上使用するために建築する非住宅建築物又は、賃貸に供する目的で5年以上使用するために建築する非住宅建築物</p> <p>(2) 下記に掲げる主要構造部材の全てに県産ヒノキ材を利用し、下記に掲げる主要部材の概ね80%以上が県産材である、延床面積80㎡以上の非住宅建築物</p> <p>(3) 主要構造部材に利用する県産ヒノキ材については、日本農林規格(JAS)に合格した材、または、同等以上の品質を有するものとして一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けを行ったものであって、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率にいたるまで乾燥させた材を利用すること</p> <p>(4) 建築中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、普及PRに協力することができること</p> <p>(5) 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができること</p> <p>(6) 建築基準法及びその他関係法令(用地等含む)を遵守して建築すること</p> <table border="1" data-bbox="1070 970 2045 1018"> <tr> <td>主要構造部材</td> <td>土台、管柱</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1070 1058 2045 1185"> <tr> <td>主要部材</td> <td>土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル</td> </tr> </table>	主要構造部材	土台、管柱	主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル
主要構造部材	土台、管柱						
主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル						

別表2

県産ヒノキの家づくり等支援事業

区 分	事業主体	事業実施主体	事業の対象物件等
非住宅木造化・ 木質化支援事業 (内装木質化支援)	林材会議	新築又は県内に所在する既設 の建築物の内装木質化を行う 施主	<p>1 事業の対象とすることができるものは、次の要件を全て満たす物件とする。</p> <p>(1) 県内において、自らが5年以上使用するために建築（改築）する非住宅建築物 又は、賃貸に供する目的で5年以上使用するために建築（改築）する非住宅建 築物</p> <p>(2) 内装材に県産ヒノキ材を使用すること</p> <p>(3) 施工中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、見学会等を行 うなど、普及PRに協力することができること</p> <p>(4) 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができること</p> <p>(5) 建築基準法及びその他関係法令（用地等含む）を遵守して建築すること</p>

別表3
 県産ヒノキの家づくり等支援事業

区 分	事業主体	事業実施主体	事業の対象物件等				
木造住宅建築支援事業	林材会議	住宅を建築する施主	<p>1 事業の対象とすることができる住宅は、次の要件を全て満たす物件とする。</p> <p>(1) 県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅</p> <p>(2) 下記に掲げる主要構造部材の全てに県産ヒノキ材を利用し、下記に掲げる主要部材の概ね80%以上が県産材である、延床面積80㎡以上の住宅</p> <p>(3) 主要構造部材に利用する県産ヒノキ材については、日本農林規格（JAS）に合格した材、または、同等以上の品質を有するものとして一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けを行ったものであって、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率にいたるまで乾燥させた材を利用すること</p> <p>(4) 建築中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、普及PRに協力することができること</p> <p>(5) 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができること</p> <p>(6) 建築基準法及びその他関係法令（用地等含む）を遵守して建築すること</p> <table border="1" data-bbox="1070 1015 2045 1059"> <tr> <td data-bbox="1070 1015 1261 1059">主要構造部材</td> <td data-bbox="1261 1015 2045 1059">土台、管柱</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1070 1102 2045 1230"> <tr> <td data-bbox="1070 1102 1261 1230">主要部材</td> <td data-bbox="1261 1102 2045 1230">土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル</td> </tr> </table>	主要構造部材	土台、管柱	主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル
主要構造部材	土台、管柱						
主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル						

別表4
 県産ヒノキの家づくり等支援事業

区 分	事業主体	事業実施主体	事業の対象物件等
CLT活用支援事業	林材会議	県産ヒノキ材を使用したCLTを活用した建築物以外の構造物等を製作しようとする施主	1 事業の対象とすることができる構造物等は、次の要件を全て満たすものとする。 (1) 県産ヒノキ材を使用し、県内で製造されたCLTを使用すること (2) 製作中又は設置する際、林材会議から貸し出されるのぼりを設置し、県が実施するCLT利用促進のための普及啓発活動に協力できること (3) 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができること